

米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和6年2月号）

令和6年能登半島地震で被災された米農家の皆様へ

この度の令和6年能登半島地震により、被害を受けた米農家の皆様方が営農を継続できるよう、農林水産省をはじめ、政府一丸となって災害支援に取り組んでまいります。

水田等の応急復旧も補助対象となります

- 一定規模以上の災害復旧事業は国庫補助対象となり、災害査定前でも、写真等の記録を残すことにより応急復旧に着手することができます。
- 応急復旧を希望される場合は、市町村等とご相談ください。

水稻の作付継続や、他作物への転換に必要な取組を支援します

- 営農再開に向け、被害を受けた農業機械の再取得や修繕、レンタル等に要する経費を支援します。
- 水稻の作付けが困難で大豆など他の作物へ転換する場合には、種子の購入や農作業委託等に要する経費を支援します。
- 水稻を作付けせず、大豆やそばなどを作付けすることにより水田活用交付金等の支援を受けることができます。

農林水産関係被害への支援策の詳細については、こちらからご覧いただけます。

【北陸農政局ホームページ】

令和6年能登半島地震に関する情報：北陸農政局 (maff.go.jp)



令和6年能登半島地震からの営農再開に向けた相談窓口の開設について

令和6年2月19日（月）より、石川県下に北陸農政局・石川県・JAグループによる相談窓口を開設いたしました。ご希望の方へは対面によるご相談にも対応いたします（予約制）。

また、新潟県下、富山県下、福井県下にも相談窓口を開設いたしましたので、お気軽にご相談ください。

（1）石川県

JAのと本店 TEL：0120-338-250

JA内浦町営農経済課 TEL：0120-338-560

JA能登わかば本店 TEL：0120-338-570

JA志賀本店 TEL：0120-338-720

石川県珠洲農林事務所 TEL：0120-338-760

石川県農業会館 TEL：0120-338-633

希望者には対面による相談にも対応（予約制）

（2）新潟県、富山県、福井県

新潟県拠点地方参事官室 TEL：025-228-5216

富山県拠点地方参事官室 TEL：076-441-9318

福井県拠点地方参事官室 TEL：0776-30-1611

相談窓口設置場所、受付時間等についての詳細は
[こちら](#)（ クリック）、または右記二次元コード
からご覧ください。



経営所得安定対策等の概要（令和6年度版）

農林水産省HPに「令和6年度経営所得安定対策等の概要」パンフレットが掲載されました。

詳細は下記をクリック、または右記二次元コードからご覧ください。

【https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/attach/pdf/keiei_antei-203.pdf】



畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額：1,992億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和5年度～7年度の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はちふ小麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,930	5,810	4,850	8,630	9,430	5,070	14,280	16,720	7,710
免税事業者 向け単価	6,340	6,160	5,150	9,160	9,840	5,290	15,180	17,550	8,130

注1：てん菜の基準糖度は、16.6度

注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.6%

面積払

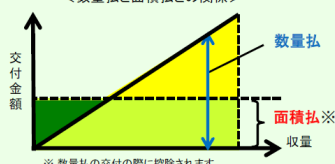
当年産の作付面積に応じて交付（数量払の先払い）

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



※ 数量払の交付の際に控除されます。

水田活用の直接支払交付金及び関連対策

水田活用の直接支払交付金

（令和6年度予算概算決定額：2,905億円の内数）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1 多年生牧草について、当年度において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。（パンフレット21ページ参照）

産地交付金

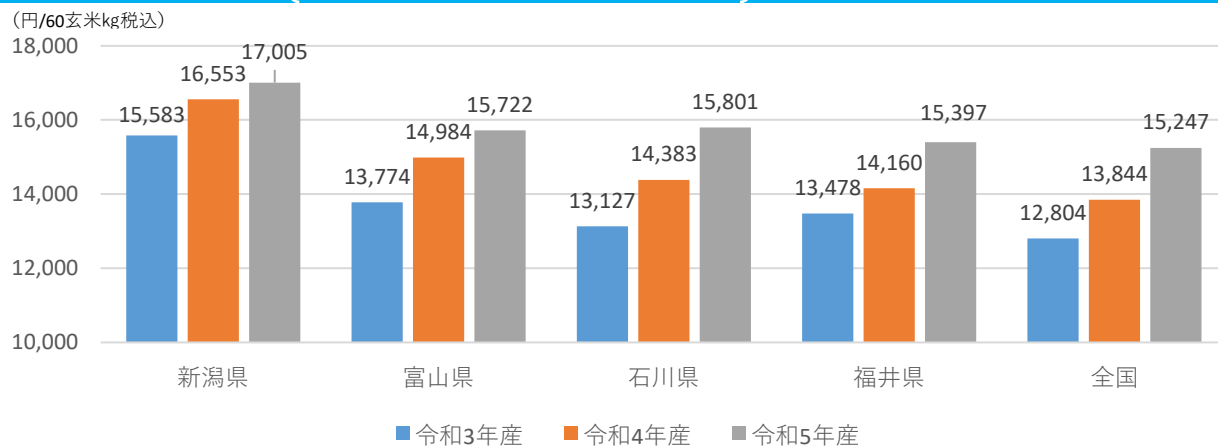
地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

1 米の相対取引価格

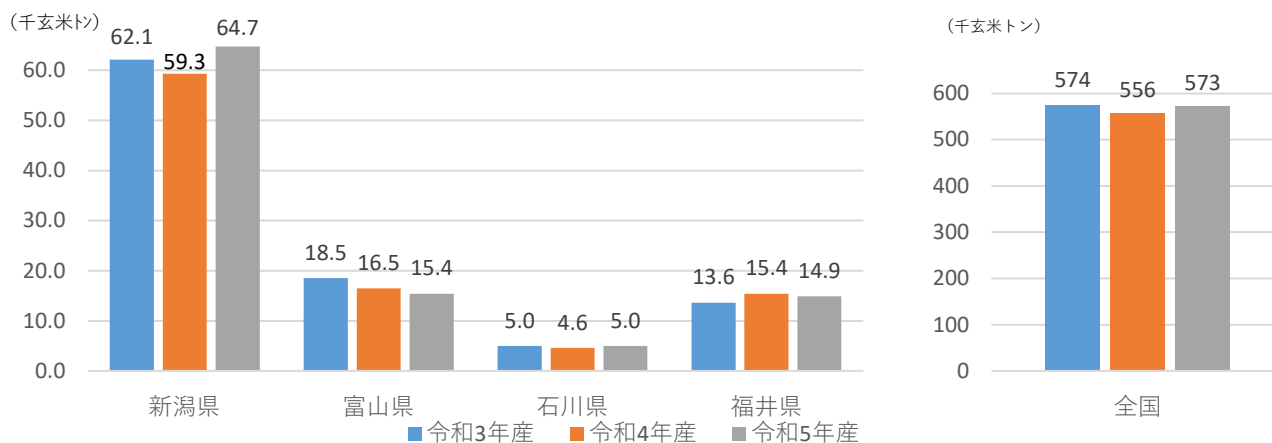
令和3年産及び、令和4年産は出回りから翌年10月まで、
令和5年産は出回りから令和5年12月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 各年産の価格は、当該産地品種銘柄の出回りから10月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（5年産は令和5年11月時点の速報値）。

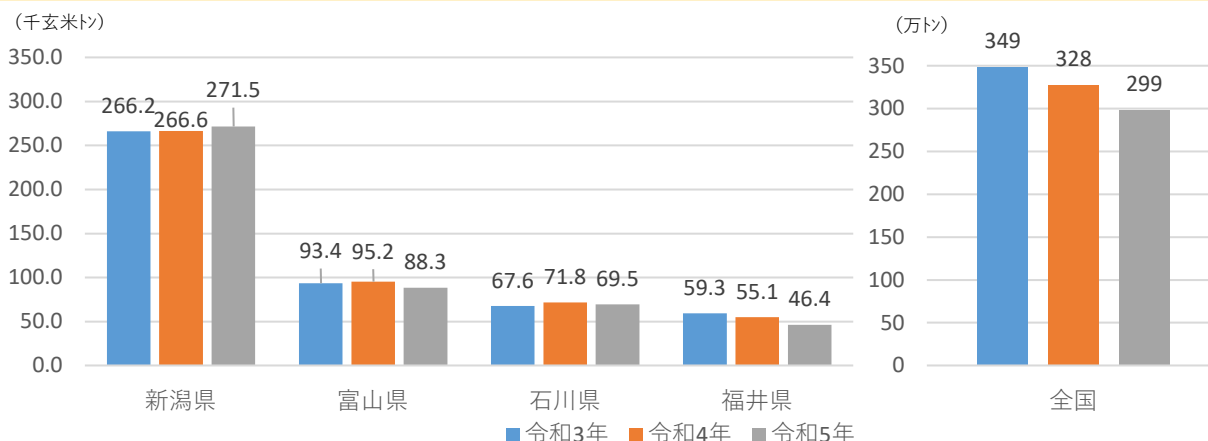
2 米の産地別販売状況（12月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（12月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

農林水産省 北陸農政局

